

[事案 2022-32] 契約解除取消等請求

・令和4年12月22日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-30] [事案 2022-31] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約を解除されたことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

びまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫により入院したため、令和2年1月に契約した特定疾病保障保険にもとづき、特定疾病保険金の支払いおよび保険料払込免除特約の適用を求めたところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、告知時に同席した代理店職員から、「風邪程度の1回の受診であれば、告知しなくて大丈夫」と言われ、自分の受診は風邪程度と思ひ告知をしなかったことから、契約解除を取り消して特定疾病保険金を支払い、保険料払込免除特約を適用してほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日の3か月以内に医療機関を受診し、精査を要するとの医師の判断により紹介状が発行されており、告知義務違反の事実は明らかである。
- (2) 告知時に同席した代理店職員が、申立人の主張するような発言をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反を理由とした契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。